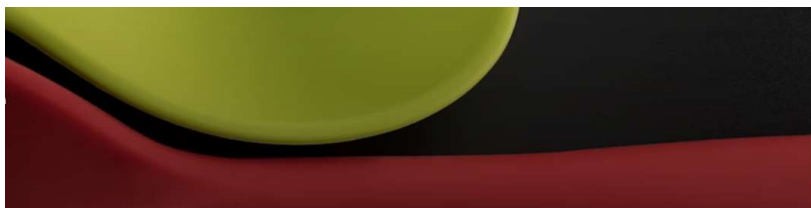


タイ 食品接触材 プラスチック関連法規 旧法猶予期間終了に関して(2025年6月17日迄)

- タイ保健省は2022年に、公衆衛生省告知第295号(B.E.2548(2005年))を廃止し、官報に掲載された翌日の2022年6月18日にプラスチック関連の新法規を発効しました。
- 同法規は下記で紹介の、12の特定の食品接触プラスチック容器、および牛乳または乳製品用のプラスチック容器包装・食品接触材を対象としております。
- 上記発行に伴い、これによりB.E. 2548 (2005)年 12月 30日付公衆衛生省告示第 295号「プラスチック容器の品質または規格」は廃止の運びとなりました。
- この通知以前に使用されていた食品接触材料および成形品は、第295号に準拠している為、これらは2025年6月17日(発効日から3年間)までは引き続き使用可能と、猶予期間が設けられておりました。
- 但し2025年6月18日を以て本期間は終了となり、第295号への適合性証明は無効となります。新法規に未対応の下記素材ベースとなる容器包装類は、注意が必要です。



	一般用プラスチック 食品接触材	牛乳・乳製品用 プラスチック容器
対象	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビニル(PVC) ポリエチレン(PE) ポリプロピレン(PP) ポリスチレン(PS) ポリ塩化ビニリデン(PVDC) ポリエチレンテレフタレート(PET) ポリカーボネート(PC) ナイロン(PA) ポリビニルアルコール(PVA) ポリメチルメタクリレート(PMMA) ポリメチルペンテン(PMP) メラミン-ホルムアルデヒドポリマー 	<ul style="list-style-type: none"> ポリエチレン(PE) エチレン-1-アルケン共重合樹脂 ポリプロピレン(PP) ポリスチレン(PS) ポリエチレンテレフタレート(PET)

- SGSジャパンではタイ・バンコクの試験場と連携し、新法規準拠の試験サービスを実施しております。また他容器包装含め、お客様の製品が食品接触材料に関するタイ市場における規制への適合を保証、コンプライアンス遵守へのサポートを実施しております。ご不明点等何時でもご相談下さい。

SGSジャパン株式会社
コネクティビティ&プロダクツ
ソフトライン/ハードライン/貿易サービス
050-1780-7910(部署代表番号)

